

山下久康税理士事務所



峠のふくろう通信

蛭狩り

ハイライト

- 約半年ぶりの「ふくろう通信」です！長期熟成(?)された濃厚な記事が盛り沢山です。

目次

蛭狩り	1
W杯と3964の謎	2
創業・経営革新フェア	3
大特集！商法改正	4
新たな設備投資 に向けて	7
ふるさと余話	9
山手籠あれこれ	10
編集後記	11

この一冊!!

「不撓不屈」
高杉良 著 5

不撓不屈の精神で難局を乗り切った男の感動経済小説！

愛見や船頭酔ておぼつかな(芭蕉)

「蛭がいっぱい出ているよ!!」と姉から知らせが届いた。近くに水が澄み鮎が棲息する静謐な川があって、故郷の村は近年、蛭の里として名を馳せているらしい。今年は、いつになく蛭の現れる時季が早く、人家の近くでも蛭の乱舞する姿が見られるということでした。喧騒をきわめる都会生活にあっては、蛭狩りなど夢のまた夢の出来事ですが、いつまでも心の隅に留めておきたい風物詩の一つだと思います。

W杯が閉幕し、巷には宴の後の虚脱感に覆われている向きもあるようですが、アジアで初めての日韓共催によるサッカーを通して、世界の中の日本と日本人を見つめる良い機会であったと思います。

大会期間中に日韓両国で行った、「幸せを感じる色はどんな色ですか?」という質問に対するアンケートの結果が報道されていました。日本人はピンクに、韓国の人は青に幸せを感じるという答えが多く、近くて遠いと言われる両国の関係と、そこに暮らす人々の文化や生活風土の違いをあらためて実感させられました。

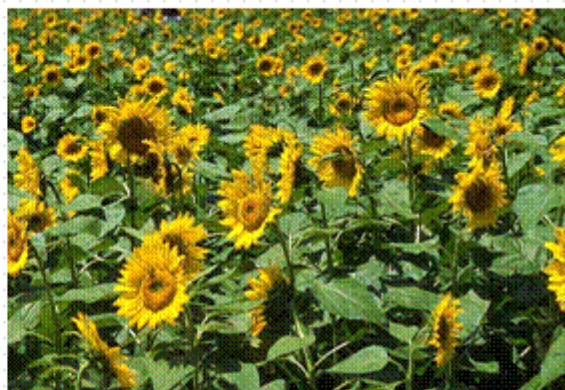
ところが、選手が着ていたユニフォームの色は、日本が青、韓国が赤と先のアンケートの結果とは全く逆の色だったのが、またそれ

はそれで面白いと思いました。

最後は欧州と南米の戦いで幕は降りましたが、前評判の高かった国々の意外な結末とアジア勢の健闘が際立った大会であったと思います。磐石な基盤に立つサッカーの伝統国とフットワークの良さを生かした新興国の闘ぎ合いや、組織力と個人の能力のいずれを重視して戦うのか、経営における企業間競争の戦略・戦術とオーバーラップさせて試合を見てしまいました。

一時の夢から覚めて現実に目を向けてみると、米国経済に驕りが出てドル安、円高・株安の局面になっていて、日本経済の先行きは不透明なままです。日銀の企業短期経済観測調査による企業の景況感は改善していると言いますが、とても好転していると言える状況にはないのが現実です。

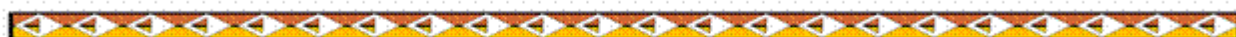
中小企業にとって、ますます厳しい経営を強いられる時代になりました。既存の商品の販売やサービスの提供だけでは事業継



続が困難となった業種も出ています。一方では、バイオ関連の分野等で、新たな起業の気運が芽吹いています。この数年で明らかに産業構造や経済社会の仕組みは変わってきています。こうした社会の動きに着目して、経営の革新と新たな創業の意欲を奮立たせる必要があると思います。

当事務所も加盟するTKC東京中央会では、中小企業の支援策として、本年9月に「中小企業の創造・経営革新支援フェア」を企画しています。金融機関、IT業界、法務・会計業界等の経営を取巻く諸団体の協力を得て、中小企業の経営改善・経営革新を支援するセミナーを開催します。詳細は追ってご案内いたしますが、次ページにその概要を掲載しましたのでご確認ください。

W杯で感じたこと、それは、「最後まで諦めることなく勝利に向けて戦う気力」であったように思います。



W杯と3964の謎

決勝戦が行われた横浜国際総合競技場のロッカールームにあるボードにブラジル代表チームが残した謎の算式とは・・・



$$3964 - 1962 = 2002$$

この算式の「3964」の意味するところは！？

W杯での過去の優勝国と年度の関係を見てみると、アルゼンチンの場合、優勝した年は1978年と1986年であったので、合計すると3964となる。ドイツが優勝した3回のうちの2回は、1974年と1990年でこれも3964となっている。残りは1954年である。

ブラジルの過去4回の優勝年度のうち、1970年と1994年を合計するとこれも3964になる。

ところがブラジルは1962年にも優勝しているのです。1962年と2002年の合計がやはり3964となる。

であるから、彼らは「この大会も当然、優勝するはずである。」と言いたかったのか！？

そして、事実彼らは優勝した。

この「3964の法則」が成り立つならば、次の大会の優勝国は既に暗示されていることになる。3964から次回のW杯開催年の2006を引くと1958となるが、驚くことに、ブラジルはこの年にも優勝しているのであった・・・。開催国であるドイツは優勝を逃してしまうことになるが、悲しむことはない。次々回2010年にはドイツに女神が微笑むはずだから。

W杯の優勝は「3964」と関わりがあるのか？？

それとも・・・その謎は4年後に明らかにされる。（この事実を4年後まで覚えていけばね。）

～企業の未来を応援する～

『創業・経営革新フェア』開催のご案内

TKC東京中央会では、経営者の皆様に対し元気と、経営に役立つ情報の提供を目的として、『創業・経営革新フェア』を開催することとなりました。

下記の「セミナースケジュール」の中から、時間単位で、興味や関心のあるセミナーを選択してご参加下さい。参加条件に制約はありませんので、幹部社員やお知り合いの経営者の方にもお声をおかけいただき、多くの方が参加されることを希望しております。

なお参加費は無料となっています。

開催日	平成14年9月5日(木)		
開催場所	ホテルパシフィック東京	JR品川駅前	徒歩2分
参加費	無 料		

セミナースケジュール

- 特別講演 「中小企業が日本を強くする」
 藤澤 義之 氏
 メリルリンチ日本証券㈱代表取締役会長、経済同友会副代表
- 特別講演 「これからどうなる日本経済」
 植草 一秀 氏
 野村総合研究所主席エコノミスト

	ホール A	ホール B	ホール C	ホール D
10:30～12:00	「成功するための情報戦略」 ～IT化の成功・失敗事例～ 講師：ITコーディネータ	「緊急時の異業種同族」 講師：糸親士	「成長する企業の企業戦略」 講師：東京三菱銀行 国民生活金融公庫 商工中金	/
13:00～14:30	特別講演 I 「中小企業が日本を強くする」 講師：藤澤 義之 氏		「成長する企業の企業戦略」 講師：東京三菱銀行 国民生活金融公庫 商工中金	「ベイオフ時代の不良資産の 健全化戦略」 講師：積水ハウス
14:45～16:15	「成功するための情報戦略」 ～中小企業の「ITイノベーション」～ 講師：マイクロソフト社	「強い会社にするための経営革新」 講師：新日本ビジネスサポート 中小企業金融公庫 日興ロブの証券	「資産分析 仕財基の健康診断」 講師：大和ハウス工業	「コーチングで社員を活かし、 企業変革のテコとする」 講師：コーチ・トゥエンティワン
16:30～18:00	特別講演 II 「これからどうなる日本経済」 講演：植草 一秀 氏		「強い会社にするための経営革新」 講師：新日本ビジネスサポート 中小企業金融公庫 日興ロブの証券	「メガアとハイパーメガア」 講師：大同生命保険 TKC企業共済会

大特集 商法改正

ここ数年、商法は大きく様変わりしています。平成11年の株式交換・移転制度の創設、平成12年の会社分割制度の創設に続き、平成13年においても金庫株の解禁、単元株制度の創設などが行われており、減損会計で一連の商法改正が完了すると言われています。今年の3月決算企業の株主総会では、この改正を受けた動きが多く見られました。

〈平成13年改正の主な内容〉

平成13年8月改正 (平成13年10月1日施行)	平成13年11月改正 (平成14年4月1日施行)	平成13年12月改正 (平成14年5月1日施行)
法定準備金の減少 自己株式取得の解禁 端株処理の改正 単元株制度の創設 額面株式の廃止	新株予約権の解禁 種類株式の発行 株主総会のIT化	監査役制度の改正 取締役の責任軽減 株主代表訴訟制度の見直し

I. 株主代表訴訟制度の改正 ～取締役の責任軽減～

今年の3月決算企業の株主総会后、役員報酬総額の開示の記事が新聞などで大きく取り上げられました。欧米では当たり前のようですが、日本ではこれまでほとんどなされていませんでした。

平成5年の商法改正で株主代表訴訟が1件8,200円で出来るようになって以来、代表訴訟が急増し、なかには830億円もの賠償責任を命ずるものもでてきました（平成12年大和銀行の判例）。

そうした中で取締役が萎縮せずに経営を行えるよう、損害賠償責任について報酬の4年分（代表取締役8年、社外取締役2年）まで軽減されることになりました。この責任免除は株主総会の特別決議によるか、あらかじめ定款にその旨を定めて取締役会決議によるかのいずれかになります。

II. 監査役制度の改正 ～監査役権限の強化～

米国のエンロンやワールドコム利益操作などが新聞紙面をにぎわし、会社の財務に対する監視の強化が叫ばれる中、この商法改正で監査役制度の改正が行われました。

大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社）は改正前は監査役を3名以上置き、内1名以上を社外取締役とするとなっていたものが「監査役の半数以上を社外監査役」となりました。

また、監査役の地位を安定させるため監査役の任期を従来の3年から4年に延長しています。さらに取締役会出席権、意見陳述権も認めています。

III. 法定準備金の減少手続きの創設 ～配当原資の確保～

法定準備金は、資本充実と配当維持という株主保護の目的から積立てを強制されており（資本剰余金はその全額、利益剰余金は資本金の1/4に達するまで利益処分額の1/10）、一旦積立てられた法定準備金の取崩しは、資本の欠損填補及び資本組入れに限定されていました。

今回、利益準備金の積立限度額を「資本準備金と合わせて資本の1/4に達するまで」としました。資本の欠損填補以外の目的でも株主総会の普通決議により資本の1/4を超える部分について法定準備金を減少することも認められました。

IV. 金庫株の解禁 ～自己株式取得規制の緩和～

従来の考え方は、自己株式を自由に取得・保有できると、株式の私戻しと同様の効果があるため会社の資金が流出し、資本維持原則に反し債権者の利益も害する恐れがあること、相場操縦・インサイダー取引を誘発する恐れがあることなどから、一定の場合を除き禁じられ、取得した場合にはすみやかに処分しなければなりませんでした。

しかし、近年の不良債権処理や時価会計の導入等の影響で、企業同士の株式の持ち合い解消が進み、株価の下落を招いたり、敵対的企業に買収されるという問題も起こってきました。

今回の改正では、右図の自己株式取得限度額の範囲内で、定時株主総会決議により次の定時総会までに会社が取得できる自己株式の種類、総数、取得価額の総額を定め、その範囲内で自由に取得・保有できるようになりました（ただし、その営業年度終了時に資本の欠損が生ずる恐れのある場合には認められません）。

利益準備金と資本準備金の合計額が資本の額の1/4を超えている会社は、前述の法定準備金の減少手続によりその超過額を自己株式取得の財源として用いることができ、取得財源が拡大されたことになります。

資 産	負 債
	①資本金 ②法定準備金 ③当期積立てる 法定準備金 ④一定の繰延資 産超過額 ⑤評価差額金 ⑥当期利益処分
	自己株式 取得限度額

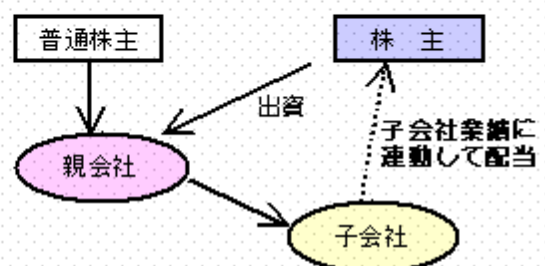
V. 種類株式の発行

これまで利益配当優先株式に限り議決権なしとすることが認められていましたが、この議決権の行使について自由な設計を認め、内容の異なる株式の発行が認められました。

これにより議決権を一部事項に限定する株式や子会社等の業績に連動して配当する株式（トラッキング・ストック）など、様々な株式が発行できるようになりました。トラッキング・ストック自体は従来より行われていますが（平成13年1月にソニーが日本で初めて発行しています）、トラッキング・ストックについても改正が行われ、対象事業に関する項目のみ議決権行使できるトラッキング・ストックの発行も可能となっています。

これにより例えば会社は子会社に対する支配関係を維持したまま、成長性の高い子会社を使って投資家より出資してもらうことが可能になりました。

【トラッキング・ストック 事例】



この一冊!!

プレジデントに連載されて好評を博していた、高杉良著の「不撓不屈」が新潮社から出版されました。飯塚毅TKC全国会名誉会長の生きざまを描く感動経済小説です。

一税理士が国家権力に抗して闘いを挑み勝利した、「飯塚事件」として世に知られる事件の実名小説です。この事件は国会でも取り上げられ、その後の税務行政に多大な影響を与え、また一方で、税理士の社会的地位の向上につながったとも言われています。

先行き不透明な時代にこそ、不撓不屈の精神で難局を乗り切った男の物語は、自信と勇気を与えてくれます。ご一読を!!



Ⅵ. 新株予約権の解禁

この改正で新株予約権（これを有する者が会社に対して権利を行使したときに会社が新株又は代用自己株を移転する義務を負うもの）が創設され、従来の新株引受権付社債等に代わり、新株予約権方式によるストック・オプションに関して整備されました。

従来の付与対象者や付与株式数の制限がなくなり、発行のつど株主総会の特別決議を必要としていたものが取締役会決議で行えるようになるなど使いやすいものになっています。

Ⅶ. 株主総会のIT化 ～インターネットの活用～

今年の3月決算企業の株主総会では、議決権行使にインターネットを活用した企業が約50社あったとか。

議決権を行使するには通常株主総会に出席するか、議決権行使書を郵送しなければなりません。本改正により、会社は株主総会召集通知を電子メールで送付したり、召集通知にアドレスや暗証番号を記載し株主にネットで議案の賛否に答えてもらうことができるようになりました。



近年増加している外国人投資家や遠方に住む株主が物申す機会が増えるのと共に、企業にとっても総会開催コストの削減、定足数確保といったメリットがあります。

Ⅷ. 単位株制度の廃止と単元株制度の創設

「株式の大きさを自由に決められる」という方針のもと、従来の単位株制度（額面50円や500円の会社の投資単位を5万円に引上げるための制度）が廃止され、1単元の株式数を自由に決められる単元株制度が創設されました。

単位株制度を採用していた会社は、経過措置により自動的に単元株制度に定款変更されたこととなります。最近この1単元の株式数を減少する公告をよく目にしますが、例えば、もともと額面50円の会社は単位株制度では1単位1000株でありこの改正により1単元100株と置きかえられています。それを1単元100株に変更して投資単位を小さくし、少ない資金でも投資しやすくしている訳です。



日本企業の企業経営基盤が大きく変わり、これまでの銀行に頼る経営ではなく、いかに自社の魅力を上げて投資をしてもらうかが重要視されるようになってきました。今回の商法改正は投資家である株主と、運営を行う経営者、それを監視する監査役といったそれぞれの役割と責任がより明確にされた感があり、これは大企業に限った話ではありません。（なかのわたり）

生命保険をバージョンアップ

現在、契約している生命保険を見直してみませんか？これでいいのかな？なにかが足りないのでは？なんて思ったことはありませんか？ご自身の契約内容を今一度確認してみてもいかがでしょうか。

(1) 重大疾病保障特約

がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になられたときに保険金が支払われます。

(2) 重度障害保障特約

特定の身体部位が、疾病または傷害により重度障害状態となられたときに保険金が支払われます。

(3) 災害割増特約

事故により180日以内に死亡または所定の高度障害状態となられたときに保険金が支払われます。

(4) 傷害特約

事故により180日以内に身体障害状態となられたときに保険金が支払われます。

(5) 短期入院特約

病気により、または事故により180日以内に継続して2日以上入院されたとき1日目より4日目まで入院日数分の保険金が支払われます。

(6) 入院特約

病気により、または事故により180日以内に継続して5日以上入院されたとき5日目より124日目まで入院日数分の保険金が支払われます。手術を受けられたときには手術給付金が支払われます。

(7) 長期疾病保障付入院特約

病気により継続して5日以上入院されたとき5日目より184日目まで入院日数分の保険金が支払われます。

事故により180日以内に継続して5日以上入院されたとき5日目より124日目まで入院日数分の保険金額が支払われます。

病気により継続して274日以上入院されたとき入院給付金の90日分の保険金が支払われます。

病気により継続して274日以上入院した後、退院されたとき入院給付金の30日分の保険金が支払われます。

手術を受けられたときには手術給付金が支払われます。

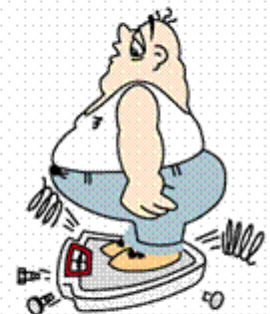
(8) 長期入院特約

病気により継続して5日以上入院されたとき5日目より1099日目まで入院日数分の保険金が支払われます。

事故により180日以内に継続して5日以上入院されたとき5日目より1099日目まで入院日数分の保険金額が支払われます。

(9) 成人病、がん、女性疾病特約

(5) から (8) までの特約にさらに成人病、がんまたは女性疾病に関して保障を厚くすることもできます。



生命保険をバージョンアップ



これらの特約は、主契約の死亡保険金を増額しないと付けられない場合があります。また、現在は充分な特約がついていても将来保険料の負担を軽減するために主契約を減額した場合には、特約も減額しなければならないことがあります。

このような事態に備えるため、これらの特約を主契約とする「医療保険」をお勧めします。「医療保険」は死亡保険とは別の保険となりますので死亡保険金額に左右されることなく設計することができます。死亡保険はある程度の保障でいいから、入院時などの保障を厚くしたい方に特にお勧めです。



※2、3年後に定期保険が満期を迎えられる方へ

満期後の次の保険は満期が近くなったときに考えればいい、と思っていたら病気をしてしまっと思うような保険に入れなかった、というお話をよく聞きます。健康な今のうちに次の保険のことを考えましょう。

その場で保険料がわかる！パソコンを使った保険相談実施中！

新たな設備投資に向けて -中小企業投資促進税制-

一定の条件を満たす企業が、新たに固定資産を購入した場合又はリース契約をした場合には、その固定資産について特別償却又は税額控除の税制上の恩恵を受けることができます。これは、中小企業が行う設備投資を税制面から支援するために設けられた制度です。以前からあった制度ですが、税制改正により対象となる固定資産の要件や適用期間が変更されました。設備投資を計画している企業は、下記の要件等を確認しておいて下さい。

Q. 対象となる企業は？

A. 青色申告書を提出する中小企業者等（リースの場合は資本金（出資金）1億円以下の法人、取得の場合は資本金（出資金）3千万円以下の法人）です。また、資本金1億円を超える企業1社が1/2以上出資している法人、資本金1億円を超える2社以上の企業が2/3以上出資している法人は除かれます。

Q. 適用期間は？

A. 平成16年3月31日までです。平成14年度の改正により期限が2年間延長されました。期限までに、固定資産を購入し、又はリース契約をし、事業の用に供しなければなりません。

Q. 対象となる設備・金額要件・償却率・控除割合は？

A.

対象設備（注1）	区分	金額要件	償却率・控除割合
機械装置	取得	一台・一基あたりの取得価額が160万円以上	取得価額×7%の税額控除又は取得価額×30%の特別償却
	リース	一台・一基あたりのリース料総額が210万円以上	リース料総額×60%×7%の税額控除
器具備品（注2）	取得	一台・一基あたりの取得価額が100万円以上	取得価額×7%の税額控除又は取得価額×30%の特別償却
	リース	一台・一基あたりのリース料総額が140万円以上	リース料総額×60%×7%の税額控除
普通貨物自動車（注3）	取得		取得価額×7%の税額控除又は取得価額×30%の特別償却
	リース		リース料総額×60%×7%の税額控除

（注1）対象設備は、新品に限ります。

（注2）電子計算機・デジタル複写機・ファクシミリ・冷房用又は暖房用機器など9品目に限られます。

（注3）車両総重量3.5トン以上のものに限ります。

次頁へ→

Q. リースにより、設備を導入した場合の要件は？

A. ①リース期間が5年以上であり、かつ法定耐用年数を超えないこと。②リース料が契約書に1台(1基)ごとに定められていること。③リース料が定期的、かつ均等に支払われること。④物品賃貸業を営むものから対象設備を賃借すること。これらの要件すべてを満たさなければなりません。

さらに、リースの場合は、賃借している設備を一定の理由で事業の用に供しなくなった場合は、その供しなくなった期間に対応する部分の税額控除額については納税しなければなりません。

Q. その他、適用の際、注意しなければならない点は？

A. 控除できる税額は、事業の用に供した年度の法人税額の20%が限度です。これを超える金額は、翌期へ繰越す事ができます。

この他にも設備の導入に関する税務上の特典(中小企業等基盤強化税制、ベンチャー税制など)があります。

設備導入の際、リースか、購入か、など検討すべき点が多くありますが、明確な資金計画に基づく設備投資を行っていく事が重要です。

(おぬき)



地図が好き ♥

この6月、ふたつのメジャーな地図ソフト「プロアトラスW」(アルプス社)、「電子地図帳Z5」(ゼンリン)が、それぞれヴァージョンアップ版を発表しました。

最近のパソコンがほとんどDVDを搭載していることから、DVD一枚に全国の地図を取めたものが地域版よりも割安感があると思いますが、どちらのソフトもよく使う場所だけをハードディスクにコピーしておくことが可能です。

今はハードディスクも巨大な容量を持っていますから、ノートパソコンに全てをコピーしておくという手もあります。

紙の地図とのもっとも大きな違いは、検索機能でしょうか。

住所や郵便番号を指定するだけで目的の場所を探してくれたり、電話番号からページを開いてくれたり、自分の現在地からもっとも近い駅を検索しその距離まで表示するなんていう芸当をあっさりこなしてくれたりします。

コピー&ペーストで電子メールに添付したり、地図上にその場所にある取引先の担当者の写真を貼ってオリジナルマップを作るなんてことも…。

また、交通経路探索ソフトとの連携などの機能も大変便利。

一度使うと手放せなくなること請け合いですよ。



ふるさと余話

カルペディエム ～今を生きる～ 榊パワー 貝瀬麻実

私の住んでいる街、新松戸は、千葉県・東京都・埼玉県の県境にあります。大手町までJR常磐線各駅停車で40分、ディズニーリゾートまで、JR武蔵野線で35分のマンション群の建ち並ぶ首都圏のベッドタウンです。

私が引越して来た23年前から変わらないものと言えば、けやき通り、坂川、そしてそこに住む人々です。

けやき通りは今、電線を地下に埋め、木々は逞しく育ち、春は新緑、夏は出口も見えない葉のトンネル、秋は紅葉、冬は木枯らしの中、次の春を待ちます。一年を通し、この街に四季を教えてくれます。ただ、気になる事が、夏の椋鳥の群です。“ムクちゃん××攻撃。は、住人なら一度は経験したのではないのでしょうか？

そんな中、年に一度催される新松戸祭りがあります。毎年、各マンションの理事会、各町会の出店が歩行者天国に広がります。2日間で、20万人もの人が訪れるちょっとしたお祭りです。

そして、もうひとつ季節を感じられる2本の新・旧坂川があります。春には桜、冬には鴨の親子が訪れます。最近では近所の人々が餌付けをし、年々数が増え、冬の足音と共に親子が来るのを楽しみにしています。

この街には、同じ時期に引越してきた人達がたくさんいます。おはよう、行ってらっしゃい、行ってきます。挨拶から井戸端会議になり、時には遅刻しそうになったり、プレッシャーをかけられたりすることもあります。それでも、“うるさいよー。”と笑って言えるのはこの街にいてだからこそだと思います。

学校すらなかったこの街が、日々変化を続ける街へと成長しています。

私はこの街と共に、今を生きています。



けやき通り

学校すらなかったこの街が、日々変化を続ける街へと成長しています。



坂川の川面に映る中学校

ホームページありますか？

何年も前から繰り返していますので「耳にタコ」とは思いますが、電子メールを克服したら、次はホームページ！

榊信和テクニカ：<http://www.shinwa.biz/>

まかないや：<http://www.makanai-ya.com/>

上記ふたつは、この一年間で山下事務所が作成しました。

ドメイン取得なども含めて、初めの一步からぜひご相談ください。

山手線あれこれ



山手線に毎日乗車して通勤をしている。緑色のラインが横一線というイメージが、このところ変わりつつある。いつの頃からか車体にカラフルな大手企業広告。うっかり乗り間違えしそうなこともある。

この度は“みんなのえき”と名付けられたJR東日本のキャンペーン広告が、車体横にペイントしてあり圧巻である。何でも駅を身近に感じてもらう活動の一環で、単なる通過点に過ぎない駅を蘇らせ、魅力的な駅に…ということらしい。新しく生まれ変わった上野駅が今回の第一弾として登場した。動物園、美術館、アメ横…色々な顔をもつ駅だけに楽しみが増えた。



乗り換えに品川駅を利用しているが、「汽笛一声新橋を…」と新橋⇄品川間に鉄道が開通したのは、1885年のこと。山手線ホームの駅事務室付近に埋め込まれている、“鉄道発祥の地”（恐竜の絵柄入り）に気付く人は殆どいないと思う。

毎日大勢の人に踏まれ、段々と色褪せてきたが、しっかりと“山手線0km”の文字が刻まれている。又、駅周辺は建設のラッシュで、特に海側はオフィスビルや店舗ビル、そして新幹線ホームの工事も続いている。2003年秋には新駅誕生の運びだ。

目まぐるしく変化する山手線沿線の中で、この十数年来変わらないのが原宿駅。図書館通いをしていた学生の頃のままそこにある。改札口を出て通りを渡ると竹下通り。何の変哲も無かった場所に全国から人が集まるようになるのに、そう時間はかからなかった。この駅が普段と違う姿を見せるのが年末から年始にかけて。ホームの柱は紅白の帯で化粧する。いつもは閉じられている改札口が開くと人々は、我先にと玉砂利の敷き詰められた神宮の境内へ吸い込まれて行く。



小学生の頃に遡る。王子駅に降り立つと路面電車が見えた。架線に火花を散らしながら、ゴーツと音を立てて走る。その脇を車が器用にすり抜けて行く。停車場に着くと家路を急ぐ人達が、道路を我もの顔で横断して行く様子が子供心に愉快だった。暫くして路面電車は、交通の妨げになるとの理由で姿を消すことになったとニュースが流れた。都市が再生していく現代。ついこの間まで車窓から見えていた風景も変わりつつある。山手線に乗ったら様々な思いを馳せてみてはいかが。

何気なく通過している駅だが、情報の多さは大変なものである。日課になっていることと言えば、駅売店の新聞各紙の見出しチェック。その日の出来事が一目瞭然。（駅前のコンビニにお株を奪われても、頑張っている？）車内では中吊り広告に目を移す。あまりにくだららない（おっと失礼）広告だと車両を移動することもある。そして車内の壁に貼られた広告をチェック。〇〇限定の文字や、△△プレゼントの文字に日本人は弱い。さらに車内の右側にS社の新商品、左側にA社の新商品の広告。ビール会社の広告だが、何もそこまでしなくても思ったのは私だけではないはず。しかし、全車両同じ広告の不気味さに比べれば、競争の原理だからと変に納得。赤と青は永遠にライバル！

（くみ子）

都市の夜景 第8回

観覧車。

夜景を彩る貴重なアイテムですが、横浜のコスモクロック、お台場の大観覧車にせよ正直言って派手過ぎ。

香港の夜景がなぜ美しいか。

ネオンサインが点滅していないからだと言われています。

そういう意味で、以前のコスモクロックのある、みなとみらいの夜景はとても素晴らしいものですが…。



今回は、横浜市営地下鉄「センター北」駅の都筑阪急にある観覧車。

山の中(失礼!)の住宅街から見るともっと美しく見えるのですが、今回はすぐ真下から写してみました。モザイクモールの5階から乗って、約12分間の空中遊泳。天気の良いければ富士山も見えるかも!?

山下久康税理士事務所

東京都品川区上大崎3-1-5
目黒駅東口ビル10階

Tel 03 (3441) 3041

Fax 03 (5421) 7086

<http://www.fukurou.net/>

編集後記

段々と暑い日が増えてまいりました。皆様いかがお過ごしでしょうか?大変、ご無沙汰しております失礼いたしました。

今年に入って、ようやく第2号が完成しました。本来なら、今度は第4号あたりが発行されているはずでした。この半年の間、様々な「障害」や「パブリッシング」が相次ぎ、編集および発行には難航を極め、一時は「もはや休刊!いや廃刊か?」との声まで出た始末。

お客様から「まだ新しいヤツもらってないよ。」とか「もうやめちゃったの?」などの声を聞くと、意地でも発行せねば!とは思っていたのですが……。この編集長の熱意が伝わらず、とにかく苦しい日々でした。

当初計画していた第2号とは、だいぶ変わってしまいましたが、なんとか完成いたしました。

このところ、編集後記では毎月毎月いいわけばかり書いているような気がしています。

悪いのは私ではありません。本当に。悪いのは……………。

(編集長:でうし)

